

徳島県告示第四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和七年一月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称		所 在 地	開 設 者	変 更 年 月 日
旧	新			
あすき訪問看護ステーション	リボン訪問看護ステーション	徳島市東吉野町二丁目二番三〇ー	株式会社Mico nnect	令和六年六月二日
文慶記念内科	文慶記念ハート内科	徳島市国府町中四九五―	香川 哲也	同 十二月二日